

令和4年度「コンテンツ海外展開促進事業（知的財産権侵害対策強化事業）」に係る入札可能性調査実施要領

令和4年2月8日
経済産業省
商務情報政策局
コンテンツ産業課

経済産業省では、令和4年度「コンテンツ海外展開促進事業（知的財産権侵害対策強化事業）」事業の受託者選定に当たって、企画競争を付することの可能性について、以下のとおり調査いたします。つきましては、下記1.～4.に記載する内容・条件において、的確な業務遂行が可能であり、かつ、当該事業の受託者を決定するに当たり企画競争を実施した場合、参加する意思を有する方は、別添登録様式に記入の上、5.に記載する提出先まで登録をお願いいたします。

1. 事業の目的（概要）

我が国のコンテンツは、世界各国において高い人気を博しており、今後より一層の海外展開が期待されるものの、我が国コンテンツに対する侵害行為・侵害事例は後を絶たず、こうした事態が我が国のコンテンツビジネスの海外進出を阻害する要因となっている。

こうした状況の中、「知的財産推進計画2019」（R1.6.21.知的財産戦略本部決定）において、「関係省庁等において総合的な対策メニューを実施するために必要な取組を進める。その際、取組についての工程表を作成する」とされた。これを受けて、令和元年10月18日に「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー」が策定された。また、令和3年4月9日にも当該メニューの更新を行い、引き続き必要な取組を行っているところ。

そこで本事業では、引き続き総合的な対策メニューに記載のある必要な取組を実施するべく、コンテンツ業界内及び他の産業界との連携を促進することにより、より効果的・効率的な知的財産権侵害対策の検討及び実施を行い、情報の共有を図るとともに、侵害発生国の政府機関・政府関係機関及び海外権利者団体等と交渉・協力し、海外において氾濫している知的財産侵害問題の解決に取り組むこととする。

2. 事業内容

（1）インターネット上の海賊版に対する侵害対策の実施

ア 著作権教育・意識啓発

一般消費者等に対して、知的財産権保護の重要性に関する広報啓発を実施する。具体的には、以下①～③のとおりとする。なお、イベントやセミナーについてはオンライン開催を可

とする。

- ① 国内の一般消費者に向けた広報啓発活動事業として、受託者HP等で最新の動向にかかる情報、共同エンフォースメントに係るニュースリリース等を掲載するなど発信力を強化し周知徹底を行う。また、広報啓発イベント等へ積極的に出展する等効果的な広報啓発活動の実施を検討し必要に応じて実施する。
- ② 海外の一般消費者に向けた啓発活動として、効果が高いと思われる海外イベント等への出展を検討し必要に応じて実施する。
- ③ 海外で先進的な取組みを行っている政府機関・権利者団体、民間企業の有識者等を必要に応じて日本へ招き、知的財産対策等にかかるセミナー等を広く実施する。

イ 国際連携・国際執行の強化

海賊版対策の実効性を確保するために、国際的な連携や国際執行の強化を行う。具体的には以下①～②のとおりとする。

- ① 日本コンテンツ（マンガやアニメ等）の知的財産権侵害に対する削除要請等の仕組みが民間において自主的に行われるよう適切な制度設計・機能強化等（監視機能強化、対象作品・ジャンルの増加等）を検討し、実施する。具体的には、フィンガープリント技術等による自動照合が作為的に回避されるケースがあることを鑑み人的モニタリング等により実質的な削除要請対象を発見する仕組み、アップロード先のプラットフォームや民間の権利者と関係等、実質的な削除要請等を行える環境の構築を行う。また、権利保護にかかる手続等を広く周知し、日本コンテンツ全体の権利保護を拡充する。
- ② 諸外国の政府・政府機関・権利者団体等と関係構築及び連携強化を図り、知的財産権侵害対策に関する情報共有や共同エンフォースメントの実施等を目指す。また、侵害発生国の政府機関や関係機関との連絡窓口機能も担う。なお、日本コンテンツに対する被害状況を鑑み、必要と判断された国に属する政府機関や関係機関についても新たな関係構築及び連携強化を図るものとする。現在、関係構築及び連携強化が必要な国は、アメリカ、英国、EU、中国、韓国、ASEAN諸国（特にベトナム）を想定している。当該国との間で枠組み作りや組織作りなど具体的な検討を行う。また、侵害がより顕著な国において、その侵害対策の実効性を担保するため、当該国において、重要な組織との連携または組織の設置を行う。

ウ 広告出稿の抑制

海賊版サイトへの広告出稿抑制に関して、広告関係団体との連携による取組を推進する。具体的には、広告関係団体と定期的な会議を開催する等により違法な海賊版サイトの情報を共有し該当するサイトに対して広告出稿の抑制を依頼するといった取組を行う。

エ フィルタリング

セキュリティソフトウェアによるフィルタリング実施に関してセキュリティソフトウェア団体と連携して必要な対策を行う。

オ 正規版の流通促進

日本コンテンツ（マンガやアニメ等）の正規版の流通促進のため、民間企業等を中心に検討を行い、有効な取組について必要に応じて実施する。

カ 海賊版サイト運営者特定及び共同エンフォースメント

海賊版サイト運営者を特定するための取組を実施する。具体的には、適法な範囲内でインターネット上にある海賊版サイトを分析し、運営者やサイトに関する情報を収集する。また、情報収集の際に得られた情報に基づき、必要に応じて経済産業省と協力し、海外裁判所・執行機関に対して情報開示請求や共同エンフォースメントを実施する。さらに、匿名性や非匿名性を保証し海賊版サイトの運営を助長するドメイン代行サービス等の実態やその対策について調査・検討を行う。

キ その他

侵害対策に関し、国内外における必要な取組を行う。

（２）非インターネット上の海賊版に対する侵害対策の実施

諸外国の政府・政府機関・権利者団体等との関係構築及び連携強化を図り、知的財産権侵害対策に関する情報共有を図る。海賊版販売店やeコマースにおける海賊版販売の摘発等を要請するとともに、欧米の権利者にとっていまや大きな問題となっている不正ストリーミング視聴機器（ISD）の販売に対し必要に応じて共同エンフォースメントを行う。また、（１）アに記載の対策を含め、啓発活動も実施する。

（３）コンテンツに対する知的財産権侵害等の実態に関する情報収集 や新たな対策の検討 コンテンツに対する知的財産権侵害等の実態の把握及び新たな対策の検討を行う。

（４）事業報告書の作成

上記（１）～（３）で実施した業務に係る報告書を作成する。

※上記取組のほか、必要な対策については積極的に提案するものとする。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和5年3月31日

4. 参加資格

参加資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。）

- ①本事業に関する委託契約を経済産業省との間で直接締結でき、かつ、日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。
- ⑦本事業の関連分野に関する知見を有している者であること。
- ⑧知的財産権侵害対策に係る国内外の関係者及び関連団体・政府関係機関との人的コネクションを有し、且つ、それらの協力を得られることができる者であること。

5. 登録手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和4年2月8日（火）

締切日：令和4年2月21日（月）12時必着

(2) 説明会の開催

説明会は開催しません。質問がある場合には、令和4年2月14日（月）15時までにメールで行ってください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有するので、6. 提出先に連絡先（社名、担当者名、電話番号、メールアドレス）を登録してください。

(3) 提出先

持参又は郵送又は電子メールにより以下に提出してください。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 コンテンツ産業課

「令和4年度「コンテンツ海外展開促進事業（知的財産権侵害対策強化事業）」担当宛て

E-mail：miyano-sakiko@meti.go.jp

endo-yuma@meti.go.jp

※ F A Xによる提出は受け付けません。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

6. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 商務情報政策局 コンテンツ産業課

担当：宮野、遠藤

FAX：03-3501-9537

E-mail：miyano-sakiko@meti.go.jp

endo-yuma@meti.go.jp

お問い合わせは電子メール又はFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和4年度コンテンツ海外展開促進事業（知的財産権侵害対策強化事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上